

美咲町価格高騰重点支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

給付金の支給時期

美咲町役場（福祉事務所）が確認書（または申請書）を**受理した日から4週間後**が目安です。

申請受付期限：令和6年4月30日（火）

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年度住民税非課税世帯を除く、**「均等割のみ課税」**世帯
※対象世帯に案内が届きます。

令和5年1月2日以降に転入した者を含む世帯で税情報が確認できない、令和5年度住民税非課税世帯を除く「均等割のみ課税」世帯
（※未申告者を含む世帯を含む）

返送 が必要です

※令和5年12月1日時点で美咲町に住民登録がある世帯主宛に確認書が送付されます。
※転入者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には確認書を発送します。

申請 が必要です 

※令和5年12月1日時点で美咲町に住民登録がある世帯主宛に申請書を送付します。
※該当と思われる世帯は必要書類を添付し、窓口へ直接または郵送で提出してください。

給付金の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！

申請手続きのお問い合わせは

「美咲町役場福祉事務所給付係」（受付時間 平日8:30～17:15）

連絡先 ☎0868-66-1129 まで御連絡ください。